

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
			該 当 な し								

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成24年度)を記載すること。

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
6号乾燥剤 5,100kg	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成23年1月13日	木村産業㈱ 東京都中央区日本橋本町 4-9-2	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第3号 特許権等の排他的権利を有するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	15,529,500	—	—	当該品は、特許を使用しなければ製造できないものであり、左記業者は、当該特許を有する製造業者の販売代理店で、当局に納入できる唯一の者であるため。	14	
券面検査装置保守点検請負 作業 一式	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6- 2-1	平成23年1月13日	日本電気㈱ 東京都港区芝5-7-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの保守点検ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,543,500	—	—	本装置は、左記業者により設計、製造されたもので、詳細なデータを有しており、機能及び構造を熟知した製造業者でなければ要求する機能・精度の維持を保證できる点検が行えないため。	14	
第2号銀行券凸版印刷機デリ バリ部修繕 一式	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 鈴木高德 滋賀県彦根市東沼波町 1157-1	平成23年1月14日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11- 1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	2,625,000	—	—	本件は、銀行券凸版印刷機のデリバリ排出部の修繕であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でないと仕様書どおりの修繕ができないため。	14	
試作特殊型付ロール 2本	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6- 2-1	平成23年1月17日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	4,987,500	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
特殊型付ロール修繕一式	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺上3-4-70	平成23年1月24日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	6,426,000	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
特殊型付ロール修繕一式	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成23年1月26日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	4,573,800	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
券面検査装置保守点検作業一式	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 鈴木高德 滋賀県彦根市東沼波町1157-1	平成23年2月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないこと、仕様書どおりの保守点検ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,491,000	—	—	本装置は、左記業者により設計、製造されたもので、詳細なデータを有しており、機能及び構造を熟知した者でなければ要求する機能・精度の維持を保証できる点検が行えないため。	14	
インキ用原材料F 20,880kg	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成23年2月9日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	8,374,968	—	—	当該品は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その製造方法、材料成分、使用用途を公表できないため、当局と情報漏洩禁止の覚書を締結している者と契約したため。	15	
第2号ダブルオフ凹機凹版胴軸受修繕一式	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成23年2月9日	(株)小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないこと、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	13,650,000	—	—	本件は、銀行券(表面)印刷機の凹版胴部、軸受けメタル及び軸受けの修繕であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者である左記業者でないこと仕様書どおりの修繕ができないため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
磁気共鳴診断装置賃貸借一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成23年2月17日	三井住友ファイナンス & リース㈱ 東京都港区西新橋3-9-4	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第6号 既に履行した契約と直接関連する契約であるため、当該契約と異なる者に履行させることが著しく不利であるため。	3,699,150	3,699,150	100.0%	—	本装置は、平成15年度に一般競争入札により賃貸借契約し、賃貸借期間が満了したが、当局が要望する基本的能力に支障がなく、今後の保守体制を考慮した結果、引き続き賃借することが最も経済的であるため。	14	
機能性検査装置保守点検請負作業一式	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成23年3月2日	グローリー㈱ 東京都品川区大崎5-4-6	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと仕様書どおりの保守点検ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	8,620,500	—	—	当該装置は、左記業者により製作・納入・調整されたもので、詳細なデータを有しており、機能及び構造を熟知した者でなければ要求する機能・精度の維持を保證できる点検が行えないため。	14	
機能性検査装置保守点検作業一式	独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 渡部 純 静岡県静岡市駿河区国吉田3-5-1	平成23年3月28日	グローリー㈱ 東京都品川区大崎5-4-6	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと仕様書どおりの保守点検ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	6,510,000	—	—	当該装置は、左記業者により製作・納入・調整されたもので、詳細なデータを有しており、機能及び構造を熟知した者でなければ要求する機能・精度の維持を保證できる点検が行えないため。	14	
酸素濃縮器及び携帯用酸素ボンベ等賃貸借一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成23年3月29日	帝人在宅医療㈱ 東京都千代田区霞が関3-2-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第6号 既に履行した契約と直接関連する契約であるため、当該契約と異なる者に履行させることが著しく不利であるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	12,078,990	—	—	本件は、在宅療法等が必要な患者が使用するもので、機種変更によるリスク(患者の取り扱いミス)発生のおそれがある。このため、患者が引き続き同じ機器を使用できるようにするため左記業者から賃借するものである。	14	
穿孔器保守一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成23年3月30日	㈱常和製作所 東京都北区西ヶ原4-47-3	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの保守ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	183,413,265	—	—	当該機器は、左記業者により製作・納入されたもので、詳細なデータ及び実用新案を有しており、機能及び構造を熟知した者でなければ要求する機能・精度の維持を保證できる保守が行えないため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
銀行券仕上機保守点検作業一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成23年3月30日	東芝自動機器システム サービス(株) 神奈川県川崎市川崎区砂 子1-2-4	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の機能、構造に熟知したものでなければ、機械機能を維持できないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	182,296,800	-	-	左記業者は、製造メーカーの保守専門会社であり、機器の製作段階から共同して調整を行い保守点検を実施しており、当該装置の機能、構造を熟知した左記業者でなければ、機械性能を維持できないため。	14	
輸血用血液製剤10件一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成23年3月30日	東京都赤十字血液センター 東京都江東区辰巳2-1-67	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第7号 輸血用血液製剤の調達は、日本赤十字社の血液センターに限定されているため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	26,845,916	-	-	血液用血液製剤の調達は、日本赤十字社又は地方公共団体の血液センターに限定されているため。	14	
電力	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺 上3-4-70	-	中国電力(株) 岡山県岡山市東区西大寺 中野422-3	-	-	1,046,985	-	-	50kw未満の電力であるため、電気事業法により供給を行える事業者が特定されており、競争を許さないため。	8	契約金額は、年間支出実績
ガス	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4 (虎の門工場含む)	-	東京瓦斯(株) 東京都港区海岸1-5-20	-	-	1,332,625	-	-	当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため。	8	契約金額は、年間支出実績
ガス	独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 渡部 純 静岡県静岡市駿河区国吉 田3-5-1	-	静岡ガス(株) 静岡県静岡市駿河区池田 28	-	-	1,404,978	-	-	当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため。	8	契約金額は、年間支出実績
電話	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4 (王子工場)	-	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	-	-	1,124,018	-	-	IP電話導入時に料金、サービス内容、利便性を比較検討した結果、選定した業者であり、既に初期投資を行っており、継続して契約することが経済的であるため。	8	契約金額は、年間支出実績
電話	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 大槻博志 神奈川県小田原市酒匂6- 2-1	-	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	-	-	1,127,169	-	-	IP電話導入時に料金、サービス内容、利便性を比較検討した結果、選定した業者であり、既に初期投資を行っており、継続して契約することが経済的であるため。	8	契約金額は、年間支出実績
電話	独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 渡部 純 静岡県静岡市駿河区国吉 田3-5-1	-	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	-	-	1,127,136	-	-	IP電話導入時に料金、サービス内容、利便性を比較検討した結果、選定した業者であり、既に初期投資を行っており、継続して契約することが経済的であるため。	8	契約金額は、年間支出実績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 益田 滋 滋賀県彦根市東沼波町 1157-1	-	ソフトバンクテレコム㈱ 東京都江東区新砂1-8-2	-	-	1,020,794	-	-	IP電話導入時に料金、サービス内容、利便性を比較検討した結果、選定した業者であり、既に初期投資を行っており、継続して契約することが経済的であるため。	8	契約金額は、年間支出実績
電話	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺 上3-4-70	-	ソフトバンクテレコム㈱ 東京都江東区新砂1-8-2	-	-	1,095,924	-	-	IP電話導入時に料金、サービス内容、利便性を比較検討した結果、選定した業者であり、既に初期投資を行っており、継続して契約することが経済的であるため。	8	契約金額は、年間支出実績
後納郵便料	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4 (王子工場)	-	郵便事業㈱ 東京都北区王子6-2-28	-	-	1,129,600	-	-	郵便法または民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外になく競争を許さないため。	8	契約金額は、年間支出実績

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<p>ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	5
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	6
<p>ニ その他</p>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12